

平成 29 年度 11 月第 8 回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 平成 29 年 11 月 27 日（月）午後 3 時 15 分
 ○閉会日時 平成 29 年 11 月 27 日（月）午後 3 時 56 分
 ○開会場所 美浦村役場 3 階 委員会室

○出席委員

教育長 糸賀 正美
 教育長職務代理者 山崎 満男
 委員 小峯 健治
 委員 浅野 千晶
 委員 栗山 秀樹

○出席事務局職員

教育次長 中澤 眞一
 学校教育課長 菅野 眞照
 指導室長 田組 順和
 子育て支援課長 藤田 良枝
 生涯学習課長 木村 光之
 美浦幼稚園長 鈴木 美智子
 大谷保育所長 小崎 佐智子
 木原保育所長 沼崎 公江
 生涯学習課課長補佐 中村 哲也
 生涯学習課係長 正慶 將暢

○欠席委員 なし

○傍聴人 1 名

○提出議案及び議決結果

議案番号等	議案名及び内容	可否
議案第 1 号	美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則	可決
報告第 1 号	「美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の平成29年第4回美浦村議会定例会への提出について	—
報告第 2 号	美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令	—
報告第 3 号	「美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則（美浦村規則第 1 3 号）の一部を改正する規則」の改正報告について	—

教育長

それではただいまより平成 29 年度第 8 回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は委員の皆様全員に出席をいただいております。教育委員会会議規則第 17 条第 1 項によりまして、議事録署名委員を指名したいと存じます。山崎教育長職務代理者をお願いいたします。会議規則第 16 条の規定によりまして、提出事案に関する担当職員として、生涯学習課文化財センターの中村センター長と生涯学習課の正慶係長が出席しておりますのでご報告いたします。

【 議案第 1 号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則 】
生涯学習課長より説明

【 質 疑 】

山崎教育長職務代理者

5 ページの小学校の校庭のことなんですけども、開放時間は午前 9 時から午後 6 時となっていますが、これ平日の夜の貸し出しはしてないですか。小学校の平日の校庭を借りて使っているところありませんか。

生涯学習課係長

貸出を希望されて申し込みをいらっしゃる方は、私の把握している限りおりませんが、申し込みをせずに使用している方については、すみませんがそこまでの把握はできておりません。

学校教育課長

主担当ではないのですが発言させていただきます。この条例改正等に関しましては私どもから生涯学習課をお願いをさせていただいた流れがございます。今、山崎教育長職務代理者からありましたのは、小学校の校庭の平日の話でございます。

実は今回改正をいただいている体育館の時間の繰上げなんですけれども、おそらく要因が何か今の学校の校庭と同じ、いわゆる校長先生の裁量という部分があるんだと思います。前もって生涯学習課の貸出時間が条例上決まってしまう関係で、その時間、学校が使わない時間から条例で定められている時間までの部分に関しましては、校長先生の裁量で、鍵を貸していたということが今までなされていたところがございます。

事故の問題等もありますので、それを制度化するならば書きぶりとして書くということでございますが、現状は今まではおそらく正規に市町村としては対応してなかったんだと思われまして。

今回の部分は、できるだけグレーの部分の廃して、校長先生の裁量ではなくて、生涯学習課の制度として、子どもたちの授業が終了して、夜の部分

の開放時間を延長することによってクリアできるということで、私からお
願いをして対応していただいたところでございます。

山崎教育長職務代理者 具体的にいうと、グラウンドで操法訓練の練習をやってなかったでしょ
うか。あと、村民体育祭の練習もやっているかどうかなんですけども。そこ
まで厳しく規則で決める必要はなくて、いわゆる地域の学校として、そし
て校長先生との裁量の中でやっていくという形でこれからもそれでいくと
いう、私はそれでもいいと思っています。

教育長 消防団の操法訓練ですね。確かにおっしゃるように私が消防団に入ってい
る頃は大谷小学校の運動場ですね。使ってやらせてもらっていました。平
成 12 年の頃がそうでした。今は操法訓練は保健センターでやるようにな
ってしまして。それは今は変わっているのかなと思います。

浅野委員 お聞きしたいんですけども、利用できるのは 10 人以上で構成された団体
のみということなんです。個人のグループとか今日は集まったからちょ
っと運動しようとかそういった利用はないということですよ。

生涯教育課長 そうでございます。

【議案第 1 号 美浦村立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則】

原案通り可決

【報告第 1 号 「美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の平
成 29 年第 4 回美浦村議会定例会への提出について】

生涯学習課長説明

【 質 疑 】

小峯委員 一番心配しているのは、やはりこの半面を 2 団体が半面ずつ使った時です
ね。それこそ野球のボールを通過しないような網をかけない限り、もし野
球のウォーミングアップで、トスバッティングをやっていたら、非常に危
険だと思いますし、逆にサッカーの場合、それが練習している野球の人た
ちに当たったら、それこそ大怪我になります。現実にもそういった場面を私
も幾つか見てきたものですから、この半面使用というのは、良い反面です
ね、危険をどう予防するかという点が、極めて重要だなというふうに思っ
て、今日この点のことを教えてもらおうと思って来ました。お願いします。

生涯学習課長 野球のウォーミングアップの件ですが、今お話しているところは村民体育祭を行っていた土のグラウンドなんですけども、1番高いところに芝生のグラウンドがございます。そこの要綱を今年度変えまして大会のウォーミングアップ会場としても貸し出せるということになりました。

野球場のウォーミングアップの会場としては、できるだけ、そちらも活用していただいて、サッカーと野球がかぶらないような対策も考えております。まずは土のグラウンドではなくて、芝生のグラウンドを考えていただいて、それでもスペースが足りないというときには、2つの団体が重なる場合もございますけども、安全には十分注意をして貸し出すというふうに考えております。

小峯委員 ある面集中していると、脇から飛んできたのは全く避けられないですね。何人か救急車で搬送した経験があるんですけど、無防備ですから、怪我の程度が半端じゃない。この辺をぜひ半面使用の場合には、使用者に厳重にとは言っても、厳しいかもしれない。

教育長 例えばですね。半面で使うときにはトスバッティングは行わないでキャッチボールだけにするとかですね。

小峯委員 規制してもらわないと危険だと思います。ぜひお願いします。

教育長 利用する段階で教育委員会なり公園において、注意のチラシというんですか、それを渡す予定でいますので、そのところで事故が起きないように状況を当然作って使ってもらおうということを徹底してやりたいと思います。

【報告第1号 「美浦村光と風の丘公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の平成29年第4回美浦村議会定例会への提出について】

報告終了

【報告第2号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令】

生涯学習課長説明

【 質 疑 】

小峯委員 第2条のところですが(1)ここにフライングディスクが入ってないんですけど、これは、茨城国体終わったら撤去しちゃうから出してないのでしょうか。

生涯学習課長 ここに書いてあるのは、競技の名前でなくて施設名を書いてございます。

小峯委員 ではパターゴルフ場っていうのは、要するに設備ということなんですか。フライングディスクも、ああいった入れる設備が全部設置されているじゃないですか。

生涯学習課長 地面に設置している物の施設名と解釈していただければと思います。

栗山委員 先ほどの話に戻るんですけども、フライングディスクも、施設なのかは別として、実際施設内でやられてる方、私も見たことがあります。認識の一つとして、実際やっている方もいらっしゃるじゃないですか。だから施設云々っていうのを含めて、実際に設置してあるものですし、本村としても、国体に向けて、力を入れてる部分でもあると思うので、そういう名称を入れておいてもよろしいのかなと思います。

 それは、例えばその実際にやっている方がいらっしゃって、何かあったときの処置の仕方だったりというのものもあるかと思うんで、文言なり認識をみんなの中で周知するためにも、入れておいてもよろしいかなと思うんですけども。

教育長 フライングディスクの器材というか。あれは公園に設置してあるものですよ。であれば確かにどういった経緯でそれが入ってる、入っていないか、これを含めて、経緯を調べ直していただいて、もし仮に抜けているのであれば適正に追加するという方向で、これは対応したいと思いますのでよろしく願いいたします。そちらについては確認をさせていただいて、追加することが適当であるということであれば追加をさせていただくということでご了解いただければと存じます。

 わかりやすく実際にあるものはあるものなので、それを踏まえた上で対応していくのがいいかと思います。

【報告第2号 美浦村体育施設等管理運営規程の一部を改正する訓令】

報告終了

【報告第3号 「美浦村農林漁業者トレーニングセンターの管理及び運営に関する規則（美浦村規則第13号）の一部を改正する規則」の改正報告について】

生涯学習課長説明

【 質 疑 な し 】

【 そ の 他 】

小峯委員

先日、平成 29 年度の市町村教育委員会研究協議会に参加したわけですが、第 2 分科会に私は参加いたしましたのでその報告書でございます。主題設定の理由のところではもともと文書のところが簡単だったのでよくわからなかったことから、文部科学省のホームページから引用して掲載いたしました。こんな経緯で OECD 国際教員指導環境調査から勧告があったということから、文部科学省としては、早急な対応に迫られて、また松野文部科学大臣から中央教育審議会にも諮問したということでの動きであります。

岩手県の遠野市教育委員会と、茨城県の坂東市教育委員会から発表があったわけですが、概要としてはそこにあるとおりでありまして、おおむね冊子でクリアできるかなと思ったんですが、私自身は自分のメモで、雑駁であります報告にいたしました。

そして、坂東市のほうは、そこにざっと並べたとおりでございます。3 枚目に行きますと、質問というところでございます。この 2 つの教育委員会からの発表が終わった後、質問の時間になったわけです。Q が質問、クエスチョンであります。そして A がアンサー、回答であります。

今回は文部科学省で担当者がいましたので、文部科学省へということでの質問がそこに上げたとおりの幾つもありました。そういう中で、やはり部活動の教員のかかわり方についての質問が集中したわけでございます。

特に 1 番最後のところ、つくば市の門脇教育長からは、職員定数を変えるべきだと。20 人にすればすぐに片付くはずだという発言があったわけですが、文部科学省からは順次できることからやっていくということでこれで質問も全て締め切りということで終わりました。職員です。つまり職員定数を変えるというのは、各学級定数を 20 にすれば、倍になりますよという意味ですねということです。以上報告いたします。

参考に部活動指導員の概要ということでこれもホームページからでございますけれども、学校教育法施行規則の改正、あるいは部活動指導員の職務これは規則等の整備ということで、大まかにこういったものになります。それから、2 枚目に部活動指導員の制度化についてということでございます。本村の場合にどういう方向に持っていくか、この辺はやはり学校の教職員の実態調査というものがなければなかなかこういった具体的な施策には踏み込めないと思いますので、順次どのようにやっていくかということが、今後検討する必要があるのかなというふうに思いました。以上でございます。

教育長

この働き方改革の関係ですが、先だって教育委員会の中で働き方改革についての意見を出していただきました。それは校長会の際に私からこのことについての考え方を投げかけて、今、返ってきた回答をまとめております。おそらく次回の教育委員会では、その結果のところをお出しできるのかと思うので、それを踏まえてできれば来年度に向けて、村で何か働き方改革、具体的な施策というんですかね、取り組みというものを打ち出していきたいと思うので、それについては議論をいただきたいと私も考えています。

浅野委員

先日、安中小学校で、安中小と幼稚園、保育所のお子さんたちを対象にした芸術鑑賞会がありました。幼稚園、保育所の就学前のお子さんたちはどうかと思っていましたが、とても集中して楽しんで見ていらっしまったようだったので、それをご報告したいと思います。

教育長

「とべないホテル」ですね。私は昨年木原小学校で見させていただきましたが、小さい子どもたちも楽しんで見ていたということでそれはとても良かったと思います。